

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】太田由紀

【所属】(助成決定時) 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程

【研究題目】「人類共有の文化遺産」保護の制度化に関する研究

【研究の目的】

第1次世界大戦における文化財の甚大な被害を受け、諸団体が「戦時の文化財保護」の制度はどうあるべきか、という問いに取り組んだ。この「戦時の文化財保護」制度の検討は、第1次世界大戦中及び戦後直後と1930年代半ば以降に活発化している。本研究の目的は、第1次世界大戦末期から1920年代前半までのオランダとイタリアによる、「戦時の文化財保護」に関わる活動に着目し、国境を越えた文化財保護の考えやその具現化の端緒を明らかにしようとするものである。「戦時の文化財保護」には、各国別の文化財保護制度を超えた枠組みを必要とすることから、本研究は、現代の文化財保護の国際協力の場において重要な理念とされる「人類共有の文化遺産」へと至る文化財保護のグローバル化の起源を探ることにつながるだろう。

【研究の内容・方法】

第1次世界大戦中及び戦後直後の「戦時の文化財保護」の制度構築に関して、1918年から1919年にかけて活動をしたオランダ考古学協会、及び1923年のハーグ空戦法規案に文化財保護関係条項の具体案を提案したイタリア、及び同案を検討した法律家委員会の議論について、一次資料の収集、精査、分析による研究を行った。

オランダでは、1918年にオランダ考古学協会が中心となって戦時中の文化財破壊を防ぐための手立ての検討に着手した。13項目に亘る「戦時の文化財保護」を可能にするための提案書およびその項目の解説書を作成し、これらを1919年に各国の関係学術団体に送付したのである。国際会議を目指し、その下準備の一環としての提案書の作成であったが、国際会議が開かれることはなかった。しかし1930年代になるとこの提案書が注目されることになる。後年影響力を持つに至るこの提案書について、オランダ国立公文書館に保管されるオランダ考古学協会資料群を中心に、オランダ考古学協会による検討の経緯を示す議事録や関係学術団体との間に交わされた書簡などの資料の収集、分析を行った。

1922年10月から1923年2月にかけてオランダ・ハーグで審議、作成された「ハーグ空戦法規案」は、アメリカ及びイギリスの2か国が審議前に提出した2つの素案をもとに、米英伊仏日蘭の6か国の代表団により議論が重ねられ、作成されたものである。砲撃に関するアメリカ案は簡素なものであったが、イタリア代表団はこれに対し修正案として、歴史的建造物に特化した条項を提案した。そこで、具体的な提案を行ったイタリア及び、関連のフランス・オランダの法律専門家の意見やその意見の背景を明らかにすることを目的にこれら3ヶ国の、イタリア外交史料館、フランス外交史料館、オランダ国立公文書館において「ハーグ空戦法規案」関係資料の調査を行った。

【結論・考察】

オランダ考古学協会による提案書の作成は、「人類の遺産」を守るべきとの考えを大もとにしながら、第一次世界大戦中のドイツ及びスイスの学者による議論をかなり参考にしていることが分かった。オランダ考古学協会による提案書の評価にあたっては、このドイツ及びスイスの学者による議論の分析が不可欠であるため、今後さらに研究対象資料を広げて、研究を進めたい。「空戦法規案」については、今回のイタリアでの調査閲覧資料からは、イタリアによる提案背景を明らかにすることはできなかったものの、会議議事録からは歴史的都市の保護のための提案であったことが分かった。イタリアを突き動かしたものが何だったのか、自国の都市保存を第一に考えていたためなのか否か、さらに調査を進めていきたい。